

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（200）」
2. 日時：平成29年7月4日 10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階共用会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、  
津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 電気保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力電気設計） 他1名

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備技術タスク 担当

## 5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「14条 全交流動力電源喪失対策設備」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 可搬型代替交流電源からの給電時間が190分から210分に変更したことについて、整理して説明した資料を提出すること。
- 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」のうち「制御棒位置」について、「平均出力領域計装」を確認することで非常用の常設蓄電池から給電は必要としない設計としていることを、安全機能を有する計測制御装置の設計指針（JEAG4611-2009）も踏まえて整理して説明した資料を提出すること。
- 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」で、特に重要とする設備のうち非常用の常設蓄電池から電源供給しない設備について、考え方を整理して説明した資料を提出すること。
- JEAG4611-2009 と新規制基準の要求事項について、整理して説明した資料を提出すること。
- 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」で説明すべき内容について、整理して説明した資料を提出すること。
- 区分Ⅰ及び区分Ⅱで一部機器を片系の負荷とする設計について、全交流動力

電源喪失対策時における設計方針を明確にしたうえで整理して説明した資料を提出すること。

- 常用の蓄電池の設計方針について、14条への適合方針を踏まえて整理して説明した資料を提出すること。
- 蓄電池（非常用）が給電する負荷のうち、その他の負荷について、安全上重要でない設備の安全上重要な設備に対する影響について整理して説明した資料を提出すること。
- 自然現象に対する頑健性について、自然現象毎に整理して説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「24条 安全保護回路」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 地震加速度大による主蒸気隔離弁(MS I V)閉ロジックを追加しない理由について、整理して説明した資料を提出すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について